

住民監査請求書

2019年5月15日

名古屋市監査委員 御中

請求人 内 田 隆

連絡先 名古屋市中区丸の内3丁目7番9号
チサンマンション丸の内第二303
名古屋市民オンブズマン
電話番号 052-953-8052 FAX052-953-8050

請求人代理人弁護士 新 海 聡

同 滝 田 誠 一

第1 請求の要旨

1 事実経過

- (1) 名古屋市会では、平成30年11月19日～11月20日の日程で、神戸、京都方面の視察（以下「本件議員視察」という。）をおこなった。この視察で、名古屋市は議員一人あたり、宿泊費として金16,500円、日当金4,950円、交通費として金21,210円を支出した。
- (2) この視察期間中の11月19日、名古屋市会議員と随行の職員らによる飲食を伴う懇親会が開催された。この懇親会の席上、議員ふじた和秀は他会派の議員Xに対し「クズ。ごみ。」「廃棄物。」などと罵詈雑言を浴びせ、さらにはXの頭をたたくなどの暴行をおこなった（以下「行為1」という。）。

(3) また、同懇親会において、議員西川ひさし、議員成田たかゆきは他会

派の女性議員 Y に対し「俺とチューしよう。」「俺とキスしよう。」などと申し向け、議員 Y が嫌がるにも関わらず、かかるセクシャルハラスメント行為を行った（以下「行為 2」という）。

- (4) 行為 1，行為 2 についてはこれを録音する者がおり、視察終了後、録音が報道機関の手に渡って報道されたため、行為 1，行為 2 を全国民の知るところとなった。
- (5) なお、行為 1 について議員ふじたは、自ら行ったことを認めつつ、飲酒のために憶えていない、とし、議員西川、議員成田は認否を明らかにしていない。

2 名古屋市に対する不法行為損害賠償責任

- (1) 議員ふじた、西川、成田は行為 1、行為 2 が公務ではなく、プライベートな席上での出来事であることを強調し、特に責任をとっていない。
- (2) しかし市民は、酒の失敗は本人の責任であることを常識として認識しており、責任をとろうとしない議員ふじた、西川、成田の行為を通して、全国の市民は名古屋市会の自浄能力の喪失や議員倫理の腐敗墮落の象徴と評価している。
- (3) ところで、行為 1，行為 2 は、X、Y に対して、損害賠償義務を発生させるのみならず、場合によっては刑事事件となる可能性すら存在する深刻な違法行為である。しかも、この懇親会は、本件議員視察が行われなければ実施されなかった懇親会であって、公務そのものではないにしても、公務に密接に関係する行為であり、名古屋市会を代表する者として、常に他の市民の目を意識して、自己を規律する最低限の義務を名古屋市に負っている筈である。これは名古屋市に議会倫理条例がないから、いかなるご乱行も許される、というものではなく、選挙によって選出された議員として、名古屋市との関係で当然に要求される義務ということができる。
- (4) 本件議員視察において名古屋市が交付した費用一人あたり 42,660 円は、本件議員視察をただ行うことを目的として交付されたものではなく、その視察の方法が名古屋市会議員の行為としての的確に行われるこ

とを前提とするものであるから、行為1の当事者のふじた、行為2の当事者の西川、成田は的確な視察を行わなかった、という点において、視察経費を違法に収受し、名古屋市に損害を与えたと言える。

さらに、両名は、対外的に名古屋市会の自浄能力の喪失や議員倫理の腐敗墮落を印象づけ、名古屋市の名誉を毀損した。一般的に不祥事を行った政治家は、議員報酬の一部または一定期間の議員報酬の全額を返納するが、これは、行政への不信感を生じさせたことに対する慰謝料の支払いとして定着したものと見ることもできる。この観点からみて、議員ふじた、西川、成田は、上記本件議員視察の費用のみならず、これにあわせ、視察を行った平成30年11月の議員報酬である841,500円も、名古屋市への名誉毀損の慰謝料として賠償すべきである。

- (5) よって、議員ふじた、西川、成田は名古屋市に対し、一人あたりの本件議員視察の費用42,660円と、本件議員視察が行われた一月分の議員報酬841,500円を合算した884,160円を名古屋市に賠償すべきである。

第2 求める措置

以上の通り、名古屋市が議員ふじた、西川、成田に交付した本件議員視察の費用一人あたり42,660円と、本件議員視察が行われた平成30年11月の一人あたりの議員報酬841,500円は名古屋市に損害であり、名古屋市長は民法709条に基づいてこれを請求すべきであるから、監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

記

名古屋市長は名古屋市議ふじた、西川、成田に対し、ひとりあたり金884,160円を名古屋市に賠償させるための必要な措置をとること。

以上の通り、地方自治法242条1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

事実証明書

証拠 1 番
証拠 2 番

本件議員視察の費用内訳
行為 1、行為 2 の録音（テープ起こし）

添付書類

事実証明書の写し	各 1 通
委任状	1 通

連記式旅費計算書B (領収精算用)

月	日	曜	発着地及び経過地	鉄道賃 (A)	船車賃 (B)	航空賃 (C)	【前渡金出納票】	支払額計	円	名	枚のうち	枚	区分
11	19	月	JR 名古屋 → 新神戸	11,770			旅行期間	298,620		7	2	2	1 概算
11	20	火	JR JR 三ノ宮 → 京都 → 名古屋	9,440			1泊 2日						
用務及び用務先										精算別紙			
議会運営委員会行政視察のため、神戸市中央区 神戸市役所及び京都市中京区 京都市役所へ										1 精算払 2 精算戻入 3 2年度にわたる旅行			

旅行命令 等年月日	日当 (D) 円		(A+B+C+D+E) 円 [合計]		職 氏 名	領 収 [支 払]		領収印	精算印	備 考 (個別特記事項)
	宿泊料 (E) 円		支 払 額 円			精 算 [返 納]				
平成 30 年	6,600		44,310		市会議員 (特別職) 山田 昌弘	平成 年 月 日				42660円
11 月 1 日	16,500		42,660		職 () 級 号級 () 級相当	平成 年 月 日				11月13日 旅行命令 取り消しにシテ金額戻入
平成 30 年	6,600		44,310		市会議員 (特別職) うえぞの 晋介	平成 30年11月4日				
11 月 1 日	16,500		42,660		職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11.22日				
平成 30 年	6,600		44,310		市会議員 (特別職) 中村 満	平成 30年11.14日				
11 月 1 日	16,500		42,660		職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11.22日				
平成 30 年	6,600		44,310		市会議員 (特別職) 金庭 宜雄	平成 30年11.14日				
11 月 1 日	16,500		42,660		職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11.22日				
平成 30 年	6,600		44,310		市会議員 (特別職) さはし あこ	平成 30年11.14日				
11 月 1 日	16,500		42,660		職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11.22日				
平成 30 年	6,600		44,310		市会議員 (特別職) 高橋 ゆうすけ	平成 30年11.14日				
11 月 1 日	16,500		42,660		職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11.22日				
平成 30 年	6,600		44,310		市会議員 (特別職) 増田 成美	平成 30年11.14日				
11 月 1 日	16,500		42,660		職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11.22日				
平成 年					職 () 級 号級 () 級相当	平成 年 月 日				
平成 年					職 () 級 号級 () 級相当	平成 年 月 日				
平成 年					職 () 級 号級 () 級相当	平成 年 月 日				

(記入上の注意) 1 用務先には、用務地まで明記する。
2 支払額が〔合計〕に等しいときは、〔合計〕の記載は不要である。
3 本欄にて精算払又は精算戻入する場合は、既払額及び精算額を備考欄に記載し、過不足額を支払額欄に記載する。戻入のときは、金額頭部に△を付して記載する。
4 旅行放債の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。
5 精算が必要な場合で、本紙で精算しないときは、精算印刷に精算別紙欄の該当する番号を記入する。
2の場合は備考欄に返納額を記入する。

承認 平成 30年11月22日

元金 別紙

平成 年 30.11.14 日 前渡受領戻入額 298,620 円 No 303013②

連記式旅費計算書B (領収精算用)

月	日	曜	発着地及び経過地	鉄道賃 (A)	船車賃 (B)	航空賃 (C)	【前渡金出納票】	支払額計	合計 925220 円	名	2 枚のうち 1 枚	区分
11	19	月	JR 名古屋 → 新神戸	11,770			旅行期間	426,600	10			
11	20	火	JR JR 三ノ宮 → 京都 → 名古屋	9,440			1 泊 2 日					1 概算
用務及び用務先								精算別紙				
議会運営委員会行政視察のため、神戸市中央区 神戸市役所及び京都市中 京区 京都市役所へ								1 精算払 2 精算戻入 3 2年度にわたる旅行				

旅行命令 等年月日	日当 (D) 円		(A+B+C+D+E) 円 〔合計〕		職 氏 名	領 収【支払】		領収印	精算印	備 考 (個別特記事項)
	宿泊料 (E) 円		支 払 額 円			精 算【返納】				
					職 務 の 級 (行政職相当級)					
平成 30 年 11 月 1 日	6,600	16,500	44,310	42,660	市会議員 (特別職) 成田 たかゆき	職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11月4日	成田	成田	
平成 30 年 11 月 1 日	6,600	16,500	44,310	42,660	市会議員 (特別職) 田辺 雄一	職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11月4日	田辺	田辺	
平成 30 年 11 月 1 日	6,600	16,500	44,310	42,660	市会議員 (特別職) 岡本 やすひろ	職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11月4日	岡本	岡本	
平成 30 年 11 月 1 日	6,600	16,500	44,310	42,660	市会議員 (特別職) 江上 博之	職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11月4日	江上	江上	
平成 30 年 11 月 1 日	6,600	16,500	44,310	42,660	市会議員 (特別職) 田山 宏之	職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11月4日	田山	田山	
平成 30 年 11 月 1 日	6,600	16,500	44,310	42,660	市会議員 (特別職) 斉藤 たかお	職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11月4日	斉藤	斉藤	
平成 30 年 11 月 1 日	6,600	16,500	44,310	42,660	市会議員 (特別職) ふじた 和秀	職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11月4日	藤田	藤田	
平成 30 年 11 月 1 日	6,600	16,500	44,310	42,660	市会議員 (特別職) 西川 ひさし	職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11月4日	西川	西川	
平成 30 年 11 月 1 日	6,600	16,500	44,310	42,660	市会議員 (特別職) 服部 しんのすけ	職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11月4日	服部	服部	
平成 30 年 11 月 1 日	6,600	16,500	44,310	42,660	市会議員 (特別職) 土居 よしもと	職 () 級 号級 () 級相当	平成 30年11月4日	土居	土居	

(記入上の注意) 1 用務先には、用務地まで明記する。
2 支払額が〔合計〕に等しいときは、〔合計〕の記載は不要である。
3 本欄にて精算払又は精算戻入する場合は、概算払額及び精算額を備考欄に記載し、過不足額を支払額欄に記載する。戻入のときは、金額欄部に△を付して記載する。
4 旅行旅費の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。
5 精算が必要な場合で、本紙で精算しないときは、精算印欄に精算別紙の該当する番号を記入する。
2の場合は備考欄に返納額を記入する。

元 金	
別 帳	

承認 平成 30年11月22日

◆叩き

藤田 クズ。

―― すいません。

田山 クズ、クズって。

藤田 おまえ、気が付いてたろ、おまえ。
(頭を叩いたと思われる音)

田山 ちょっとちょっと。

藤田 こっち来い。

田山 頭たたいたら駄目でしょ。

藤田 こっち来い。

田山 駄目でしょ、頭たたいたら。

藤田 こっち来い。

田山 頭たたいたら駄目でしょ。

藤田 ああ、そうか。何やるんだ、おまえ。

田山 頭たたいたら駄目でしょ。

藤田 何や、何やるんだ、おまえ。

田山 頭、今、たたきましたね。

藤田 何やるんだ。何やるんだ、おまえ。

田山 頭たたいたら駄目ですよ。

藤田 おい。

田山 頭たたいたら。

藤田 おい、ちょっと、ちょっと、減税日本のクズ幹事長が切れてます。

田山 だって頭たたいたら駄目でしょ。ちょっと待て。

◆識選1

田山 異常ですって。

藤田 じゃあ、よし、分かった。表出てこい。

田山 あ、ちょっと待ってください。

藤田 次の識選、次の識選で楽しみにしてるからな、田辺さん。

— OK です。

藤田 な？

— 分かりました。

田山 ちょっと待ってください。クズとか言ったら駄目ですって人のこと……。

藤田 なんだ……。

◆廃棄物

藤田 おい、クズ。行ってこい。クズ。ごみ。俺の目と目合わせてもの言え。クズ、ごみ。ごみ。ごみ。廃棄物。廃棄物。ここまで言われてものが言えんか、おめえは。ここまで、おまえ、おまえ、うちの(#####@00:35:26)に気を使う(#####@00:35:27)、ごみ。

西川 やられたら俺らがさ、またチューするから、成田と。

田山 フフフフ。

成田 俺ね、悪いけど。

西川 おまえ入れないぞ。

成田 じゃあ。

西川 俺と成田のチューおまえ入れないぞ。バカ野郎。おい、クズ野郎。

成田 ■■■ちゃん、■■■ちゃん、■■■ちゃん。

西川 クズ。俺もクズだけだよ。

成田 分かった分かった分かった。分かった分かった。

成田 ■■■ちゃん

女性 はい

成田 俺とチューしよう。

西川 ■■■ちゃん、あ、俺と、

女性 ないから。

西川 ■■■ちゃん、

女性 ないから。

西川 俺とキスしよう。

女性 ないから。

成田 なんだった。

田山 すいません。本当に……。

成田 おまえが悪かった。

西川 ■■■ちゃん俺とキスしよう。■■■！

女性 はい

西川 俺とキスしろ。

田山 先輩じゃない。

成田 俺とチューしろよ。

田山 駄目、セクハラ。

成田 ■■■ちゃん、俺だろ。*

西川 違うよ、ほら。

成田 俺の唇ぐらい。

田山 駄目、駄目だよ。セクハラだよ。

成田 違う違う違う。

西川 違うよ。これは違うよ。

成田 おまえ、なんで見とんじゃ、唐木、おまえ、バカ野郎。

西川 おまえ、バカ野郎。

成田 おまえ、なんだ、この野郎、おまえ。唐木、なんだおまえ。

西川 おまえ……。

成田 おまえ人のキス……。

西川 自由恋愛、自由恋愛だろう。自由恋愛だろう。

成田 おまえ。唐木、この野郎。おまえ。

—— 自由恋愛……。

—— 自由恋愛ですけど。

成田 おまえ、うちの服部をなんだと思っどんねん、この野郎、おまえ。

—— 服部。